

村山市教育委員会 障害者活躍推進計画

機関名	村山市教育委員会
任命権者	村山市教育委員会教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

村山市における障害者雇用に関する課題

村山市教育委員会は、村山市との特例認定により、障害者の任免状況を両機関で一体として取り扱っている。教育委員会の実雇用率は1.83%であり、法定雇用率2.7%を下回っていることから、障害者の雇用促進と職場環境の整備が課題である。また、障害のある職員がその特性や能力に応じて活躍できるよう、職場環境や業務内容等に対する意見や要望を把握し、必要な配慮を行うことが重要である。加えて、村山市からの出向職員で構成される組織特性を踏まえ、村山市と連携しながら障害者雇用の推進に取り組む必要がある。

目標

1. 採用に関する目標	村山市との特例認定により、両機関を一体として法定雇用率を上回る水準を維持するとともに、障害のある職員の採用を計画的に進める。 (参考) 令和6年6月1日現在の実雇用率：1.83%（教育委員会）
2. 定着に関する目標	障害のある職員の定着を促進し、不本意な離職者を生じさせない。

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	・市長部局と連携し、障害者雇用推進者の選任及び雇用推進体制の整備を図る。 ・相談窓口を設置し、村山市と連携して周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	・本人の状況や能力等を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出を検討する。 ・職員の状況を踏まえ、業務内容や配置の見直しを行い、適切なマッチングを図る。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	・人事評価面談等で状況や必要な配慮等を把握し、継続的に措置を講じる。 ・障害のある職員からの要望や障害特性を踏まえ、職務遂行上の配慮を行う。 ・中途障害のある職員や職場復帰のための環境整備や面談等を行う。 ・村山市と連携し、安心して働き続けられる職場環境の整備に努める。
4. その他	・関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援及び配慮に努める。

※ 村山市と村山市教育委員会は、障害者雇用促進法第42条に基づく特例認定の対象機関として、相互に連携して障害者雇用の推進する。